

## 山口市社会参加促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市社会参加促進事業（以下「事業」という。）を実施することにより、さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、情報支援、文化・スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、山口市とする。ただし、事業の運営の一部を適切な事業運営が確保されると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

### (事業内容)

第3条 事業の種類、内容等は次に掲げるとおりとする。

#### (1) 点訳・朗読・要約筆記・手話奉仕員養成

##### ア 事業内容

聴覚障がい者等（音声又は言語機能障がい者を含む。以下「聴覚障がい者等」という。）のコミュニケーションの円滑化の手段としての技術等の指導を行い奉仕員を養成する。

##### イ 養成対象者

講習を希望する者

##### ウ 実施方法等

養成対象者に対して、講習会等の方法により、概ね次の科目について講習を実施する。

##### (ア) 基礎知識

##### (イ) 方法及び実技

##### (ウ) 身体障がい者福祉の概要

#### (2) 要約筆記者等・手話通訳者等派遣

##### ア 事業内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、要約筆記者等、手話通訳者等を派遣する。

##### イ 派遣対象者

適当な意思伝達の仲介者が得られない聴覚障がい者等であって、次の要件のいずれかに該当すると認められる者

##### (ア) 公的機関及び医療機関に赴くための外出

##### (イ) 市民大会等各種業に出席のための外出

##### (ウ) 学校行事への参加のための外出

##### (エ) 公的機関によって行なわれる研修等に出席のための外出

##### (オ) 冠婚葬祭のための外出

- (カ) 奉仕的活動のための外出
- (キ) その他社会参加促進の観点から必要な外出

ウ 留意事項

要約筆記者等、手話通訳者等は身体障がい者の人格を尊重して活動するとともに、活動上知り得た秘密は守ること。

(3) 手話通訳設置事業

ア 事業内容

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を設置し、手話通訳者は聴覚障がい者等とその相手方との意志伝達の手話通訳を行う。

イ 留意事項

手話通訳者は、聴覚障がい者等の人格を尊重して活動するとともに、当該聴覚障がい者等の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守ること。

(4) 点字・声の広報等発行事業

ア 事業内容

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他障がい者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障がい者に提供する。

(5) 自動車運転免許取得費助成事業

ア 事業内容

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

イ 対象者

市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者であって、普通自動車運転免許（AT 限定普通自動車運転免許を含む。第1種運転免許に限る。以下「免許」という。）の取得により社会参加が見込まれる者

ただし、過去に運転免許証の交付を受けた後、自己の責任において当該免許証を失効させた者、あるいは当該免許証の取り消しの行政処分を受けた者でないこと。

ウ 助成の額

免許の取得に要した費用とし、5万円を限度とする。

エ 実施方法

(ア) 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車運転免許取得費助成申請書（第1号様式）及び、内部障がい者にあつては医師の意見書第2号様式を市長に提出する。

(イ) 申請の内容を審査し、助成が適当と認めたときは自動車運転免許取得費助成決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めたときには自動

車運転免許取得費助成却下通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(ウ) 申請者は運転免許を取得したときには自動車運転免許取得届（第5号様式）及び自動車学校の領収書を市長に提出する。

(エ) 申請者が運転免許を取得できなかったときは、自動車運転免許取得費助成辞退届（第6号様式）を市長に提出する。

(オ) 市長は、申請者から自動車運転免許取得届及び自動車学校の領収書の提出があったときは、助成の額を算出し、申請者に助成金を支給する。

## (6) 自動車改造費助成事業

### ア 事業内容

自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

### イ 対象者

市内に住所を有する身体障害者手帳保持者であって、次の要件に該当する者

(ア) 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者

(イ) 前年の所得税課税所得金額が改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限額を超えない者

### ウ 助成の額

自動車の改造に直接要した費用とし、5万円を限度とする。

### エ 実施方法

(ア) 申請者は、自動車改造費助成申請書（第7号様式）及び自動車の改造に直接必要な経費の見積書、実施計画書（第8号様式）を市長に提出する。

(イ) 申請の内容を審査し、助成が適当と認めたときは自動車改造費助成決定通知書（第9号様式）により、不適当と認めたときには自動車改造費助成却下通知書（第10号様式）により申請者に通知する。

(ウ) 申請者は、自動車の改造が完了したときは、自動車改造完了届（第11号様式）、改造に要した費用の領収書、改造後の写真を市長に提出する。

(エ) 申請者から(ウ)に定める書類の提出があったときは、改造の内容を確認し、申請者に助成金を支給する。

## (7) 生活訓練事業

### ア 事業内容

障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う。

## イ 対象者

市内に住所を有する障害者手帳所持者であつて、生活訓練や指導を受けることで自立及び社会参加が見込まれる者

## ウ 実施方法

- (ア) 申請者は生活訓練申請書（第12号様式）を市長に提出する。
- (イ) 訓練が必要と認めたときは生活訓練決定通知書（第13号様式）により、不相当と認めたときには生活訓練却下通知書（第14号様式）により申請者に通知する。
- (ウ) 講習会等の方法により、概ね次のような内容の事業を行う。
  - a 歩行訓練
  - b 身辺・家事管理
  - c 福祉機器の活用方法
  - d 社会資源の活用方法
  - e 点字等のコミュニケーションに関すること
  - f 生活設計、家族関係、育児等の家庭生活に関すること
  - g 社会生活・職業生活に関すること
  - h その他社会生活上必要なこと

## (8) 福祉機器リサイクル

### ア 事業内容

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市障害者社会参加促進事業実施要綱（山口市制定）又は小郡町手話通訳者派遣事業実施要綱（小郡町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。